

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令案 新旧対照条文

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（住宅生産課の所掌事務） 第一百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 （略） 十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。</p>	<p>（住宅生産課の所掌事務） 第一百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 （略） （新設）</p>